

行旅病人及び行旅死亡人等について

葬祭執行人がいない遺体が区内にて発生した場合、主に警察や病院からの報告を受け、身元がわかる遺体は墓地、埋葬等に関する法律、身元がわからない遺体は行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき、死亡地の自治体が火葬を行う。

そのため「②身元不明で死亡した方の人数」については区で行旅死亡人取扱法に基づき火葬を行った件数、「③無縁死の数」については墓地埋葬法及び行旅死亡人取扱法に基づき火葬を行った件数を回答する。

なお、身元不明の者が亡くなった際に初めて警察又は病院より区へ連絡が入るため、「①身元不明で入院した方の人数」については、福祉部管理課では件数を把握していない。

行旅死亡人等、墓地埋葬法9条 取扱件数の推移 単位（人）

年度	行旅	墓埋	合計	備考
平成18年度	5	10	15	
平成19年度	6	12	18	
平成20年度	4	10	14	
平成21年度	7	23	30	
平成22年度	12	23	35	
平成23年度	18	22	40	
平成24年度	15	11	26	
平成25年度	11	11	22	
平成26年度	9	8	17	行旅（1件2体有）
平成27年度	4	7	11	
平成28年度	4	29	33	